

広島高裁が伊方原発三号機の運転差止めを命じた。この決定は、市民の常識を反映し、現行の審査に司法が疑問を投げかけるものとなった。この決定の意義を、自らもかつて志賀原発二号機の運転差止めを命じた元裁判長が説く。

原発のリスクを確認した司法判断——伊方原発運転差止め仮処分

井戸謙一

■ 高まる司法不信の中で

二〇二〇年一月一七日、広島高裁第四

部（森一岳裁判長）は、山口県の住民を申

立人とする四国電力伊方原子力発電所三

号機（以下「本件原発」という）の運転差止

め仮処分申立事件（即時抗告審）で、一審

の山口地裁岩国支部による却下決定を取

り消し、「同支部に係属中の本案訴訟の

判決が言い渡されるまでの間、本件原発

の運転を差し止める」旨の決定を出した。

現在、伊方原発三号機は定期検査中で稼

働を停止しているが、今後、定期検査が

終了しても四国電力は再稼働することが

できない。異議申立て及び執行停止の申

立てをしてみても、仮処分決定の執行が

停止される可能性はまずないので、四国

電力は、少なくとも異議審（仮処分決定を

受けた者は、その決定を出した裁判所に異議を

申し立てることができる）の決定が出るま

での間、本件原発を運転することができ

ない見通しとなった。

福島原発事故後、原発の運転差止めを

命ずる司法判断は、六例目である。過去

の五例は次のとおりであり、いずれもそ

の後、上級審または異議審によって取り

消された。

①二〇一四年五月二一日福井地裁判決

（大飯三、四号機運転禁止訴訟）

②二〇一五年四月一四日福井地裁決定

（高浜三、四号機運転禁止仮処分）

③二〇一六年三月九日大津地裁決定

（高浜三、四号機運転禁止仮処分）

④二〇一六年七月一二日大津地裁決定

（高浜三、四号機運転禁止仮処分異議）

⑤二〇一七年一月一三日広島高裁決定

（伊方三号機運転禁止仮処分）

右の⑤の決定のあと、全国の裁判所で

原発の運転を許容する判決、決定が相次

いでいた。世論調査では原発の稼働に反

対する意見が多数を占めているのに、司

法判断はそれを反映していない。「裁判

官も政権に忖度（そんたく）するの

か」等、この国の司法に対する不信

が声高に語られるようになっていた。そ